

秘密保持契約書（NDA）

株式会社パンハウス（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）は、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙間でシステム開発の検討に関連して相互に開示される秘密情報の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条（秘密情報の定義）

- 本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、口頭、書面、電磁的記録その他の方法により開示する技術上、営業上又はその他の業務上の情報であって、開示の際に秘密である旨を明示したものを行う。
- 口頭にて開示された情報は、開示後14日以内に書面にて秘密である旨を通知したものに限り、秘密情報とする。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めに帰さない事由により公知となったもの
 - (3) 開示を受けた時点で既に受領者が正当に保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの
 - (5) 開示された情報によらず独自に開発・創作したもの

第3条（秘密保持義務）

- 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、本件目的以外の目的に使用してはならない。
- 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。
- 甲及び乙は、秘密情報を知る必要のある自己の役員・従業員・業務委託先にのみ開示することができる。
この場合、当該者に対し、本契約と同等の義務を課すものとする。

第4条（複製の制限）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製してはならない。ただし、本件目的に合理的に必要な範囲での複製はこの限りでない。

第5条（秘密情報の返還・廃棄）

- 甲及び乙は、本契約が終了した場合、又は相手方から請求があった場合、速やかに相手方から開示を受けた秘密情報（複製物を含む）を相手方の指示に従い返還又は廃棄する。
- 廃棄した場合は、相手方の求めに応じ、廃棄証明書を提出する。
- 前項にかかわらず、法令上の保管義務がある場合、又はバックアップシステムに自動保存されたデータについては、本条の義務を免除する。

第6条（法令に基づく開示）

甲又は乙は、法令、裁判所又は行政機関の命令により秘密情報の開示を求められた場合、事前に相手方に通知したうえで（法令上許容される場合に限る）、必要最小限の範囲で開示することができる。

第7条（知的財産権）

本契約に基づく秘密情報の開示は、当該秘密情報に関する著作権、特許権その他の知的財産権の譲渡又はライセンスの許諾を意味するものではない。

第8条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。
2. 損害賠償の範囲は、直接かつ現実に生じた通常損害に限定され、逸失利益、間接損害、特別損害は含まない。

第9条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合、同一条件で1年間自動更新され、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第3条（秘密保持義務）、第5条（秘密情報の返還・廃棄）及び第8条（損害賠償）の規定は、本契約終了後も3年間有効とする。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己又はその役員等が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合、催告なく本契約を解除できる。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所: 東京都文京区本郷6-25-14 宗文館ビル3F 商号: 株式会社パンハウス 代表者: 代表取締役 岡本 弘野

乙 住所: _____ 商号: _____ 代表者: _____
